

令和4年3月定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和4年3月15日（火） 午後1時30分開会 午後3時05分閉会	
開 催 場 所	志木市役所第1庁舎 教育長室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、八代豊教育長職務代理者、 岩澤千恵子委員、上野幸子委員、飯田昌利委員
	欠 席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	北村教育政策部長、成田教育総務課長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、土崎生涯学習課長、吉成生涯学習課副課長	
会 議 書 記	浦野教育総務課主任	
傍 聴 人	0人	
会 議 内 容	<p>議 題</p> <p>第4号議案 令和4年度志木市教育行政重点施策について</p> <p>第5号議案 志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>第6号議案 志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程について</p> <p>第7号議案 志木市教育委員会職員人事について</p> <p>第8号議案 志木市立教育サポートセンター所長の任命について</p> <p>第9号議案 学校歯科医の委嘱について</p> <p>第10号議案 学校薬剤師の委嘱について</p> <p>第11号議案 学校薬剤師の委嘱について</p> <p>第12号議案 志木市文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>その他</p>	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○**柚木教育長**

令和4年3月定例教育委員会会議の開会を宣す。

議事録署名委員に上野委員を指名した。

会議書記に浦野主任を指名した。

2月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎**教育委員会報告**

○**北村教育政策部長**

令和4年2月定例教育委員会以降の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 2月21日 令和4年3月市議会定例会開会
PTA連合会会長副会長会議（ZOOM会議）
- ・ 2月24日 令和4年3月市議会定例会総括質疑
- ・ 2月28日 定例校長会
- ・ 3月 2日 令和4年3月市議会定例会常任委員会
- ・ 3月 3日 令和4年3月市議会定例会常任委員会
- ・ 3月 9日 令和4年3月市議会一般質問
- ・ 3月10日 令和4年3月市議会一般質問
- ・ 3月11日 令和4年度当初教職員一般人事異動内示
埼玉県文化財保護協会優良団体表彰に伴う表敬訪問（田子山富士保存会）
- ・ 3月14日 朝霞地区交通安全協会ランドセルカバー贈呈式

令和4年志木市議会3月定例会について

教育委員会への一般質問の通告内容について説明

教育長発議

○**柚木教育長**

本日、追加議案として、第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、を提案させていただきたい。

また、第7号議案 志木市教育委員会職員人事について、第8号議案 志木市立教育サポートセンター所長の任命について、第9号議案 学校歯科医の委嘱について、第10号から11号議案 学校薬剤師の委嘱について、及び第12号議案 志木市文化財保護審議会委員の委嘱については、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、第7号議案から第12号議案は、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○**柚木教育長**

第7号議案から第11号議案、及び第12号議案については、非公開案件であるため会議の最後に審議することとしてよいか。

○**全委員**

了承する。

◎**第4号議案 令和4年度志木市教育行政重点施策について**

○**柚木教育長**

第4号議案 令和4年度志木市教育行政重点施策について、説明を求める。

○**成田教育総務課長**

令和4年度志木市教育行政重点施策を定めるため、この案を提出する。2月定例教育委員会において協議いただいた内容を反映しており、変更点は資料のとおりである。

○**岩澤委員**

文章中に、「スクールカウンセラー及び学校福祉相談員（スクールソーシャルワーカー）」という表現があるが、学校福祉相談員について教えていただきたい。また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーというワードは、そのままの名称で使えると思うので、そのまま使用する、または、「スクールソーシャルワーカー（学校福祉相談員）」という書き方がわかりやすいと思うが、どうか。

○**成田教育総務課長**

現在有償ボランティアであるスクールソーシャルワーカーが、令和4年度に会計年度任用職員として位置づけるにあたり、学校福祉相談員という名称となる。また、学校福祉相談員は、スクールソーシャルワーカーよりも意味がわかりやすいのではないかとの意見があり、この名称を利用することとなった。言葉の並び替えは可能である。

○**岩澤委員**

学校福祉相談員は、志木市独自の言葉として解釈してよろしいか。

○**柚木教育長**

そのとおりである。

○**上野委員**

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、どういう違いがあるのか。

○**岩澤委員**

スクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格をお持ちの方で、子どもたちの心理面を専門的に見る存在である。心理面だけではなく、福祉的な分野からも、その子を取りまく

環境面を専門家として見ていただくのがスクールソーシャルワーカーである。

○八代教育長職務代理者

今後、学校福祉相談員の名称を推し進めていくのであれば、このままでいいと思う。ただ、スクールソーシャルワーカーは全国共通で、既に定着しているのでわかりやすい。これから志木市としてどちらを多く使っていかで考えていくのはどうか。

○北村教育政策部長

現在、県費のスクールソーシャルワーカーと、市でお願いしているスクールソーシャルワーカーがおり、同じ名称だとわかりづらいので、区分するために名称を変えたとのことである。今後、採用募集等があるときは、学校福祉相談員の名称を使っていく。

○岩澤委員

それであれば、このままでよいと思う。

○柚木教育長

その他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第4号議案 令和4年度志木市教育行政重点施策については、原案のとおりでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第4号議案 令和4年度志木市教育行政重点施策については、原案のとおり可決された。

◎第5号議案 志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

◎第6号議案 志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程について

○柚木教育長

第5号議案 志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、及び第6号議案 志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程については、関連があるため一括して議題とする。議案について説明を求める。

○成田教育総務課長

志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、各課における事務分掌等を定めた規則である。第5号議案については、12月に行われた総合教育会議において、小中一貫教育の議論を深めていくことを確認したことをきっかけに、規則中、学校教育課の「(3)小中一貫教育に関すること」を追加した。第6号議案においては、学校教育課に教育改革グループを設置することで、令和4年度以降において小中一貫教育に関する議論を深め、具現化していくものである。

○柚木教育長

質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

はじめに、第5号議案 志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案のとおりでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第5号議案 志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

○柚木教育長

つづいて、第6号議案 志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程については、原案のとおりでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第6号議案 志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程について、原案のとおり可決された。

◎第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○柚木教育長

先ほど追加議案として上程した、第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則

の一部を改正する規則について、議題とする。議案について説明を求める。

○土崎生涯学習課長

現在、学校施設開放事業では、学校教育に支障のない範囲で、各小中学校の校庭及び体育館を登録団体に利用いただき、市民へのスポーツの機会を提供しているところだが、市教育委員会で実施する事業である部活動と学校施設開放事業の整合性を図ること等を目的として見直しを行いたいので、規則の改正内容について、担当より説明させていただく。

○吉成生涯学習課副課長

主な変更点を説明する。まずは登録要件である。スポーツ推進計画に基づき、20歳以上で週1回以上スポーツをする人数を増やす面から、また、長時間の活動を防止するため、原則、同一種目で1週間当たりの施設利用時間が11時間を超える場合は登録できないよう定めた。併せて、部活動方針で、中学生の活動について基準を定めているが、学校施設開放での活動が部活の延長上になることが考えられることから、整合性を図るため、同一種目での登録はできないよう定める。つづいて、営利目的の利用登録についてだが、これまでも手続き要領で禁止していたが、ここで規則に入れるところである。様式関係は、利用者を明確に把握するために様式の変更、変更があった場合の変更様式を定める。用具等の施設内保管については、用具は活動日ごとの持ち込みとしているが、持ち運びが困難等の理由があり、学校及び教育委員会がやむを得ないと判断する場合、この限りでないとするものである。最後に電気料金については、照明のLED化に伴い、1時間当たり200円から100円に変更する。また、令和2年度に空調設備を設置したことから、使用した場合、1時間当たり300円の実費を徴収する。

○八代教育長職務代理者

営利目的の活動については、これまでもチェックを入れているのか。例えば、サッカーで利用している団体会費を集めており、そこから会場使用料等を払っている場合はどうなのか。

○土崎生涯学習課長

活動の中で必要な最低限の経費を集めている場合もあり、登録の段階ではチェックする書類は出してもらっていない。ただし、こちらでも活動を注視しているので、営利活動の疑いがあれば、必要書類の提出を求めるなど、都度チェックしている。

○八代教育長職務代理者

備品については、簡単な倉庫を学校施設内に置いてあることもあるが、そういうものを見直すということか。

○土崎生涯学習課長

備品は学校に置かないという原則だが、持ち運びが難しい重たいもの等、内容・性質によっては置かざるを得ないものは、個別に審査していきたいと考えている。今ある倉庫の

中身については、最低限置かざるを得ない物と認識しているが、私物等が増えた場合は対応していく。

○飯田委員

営利について明記したのはどのような目的からか。また、先ほどの八代教育長職務代理者の質問の関係で、会費を取っての運営については理解できたが、例えば、会費以外に1回2千円など徴収する場合などは、どう判断するのか。

○土崎生涯学習課長

今までは明文化していなかったが、あくまでも学校施設での活動で、営利目的はそぐわないものとして広く周知したいと考えていたため、今回盛り込んだ。また、運営する必要経費以上のものを徴収する場合は、営利として認識するところである。細かいところは、今後議論していく。

○柚木教育長

その他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおりでよろしいか。

○全員

異議なし。

○柚木教育長

第13号議案 志木市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、可決されました。

◎その他

3学期の学校の様子について

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

本日は中学校の卒業式だったが、全校去年と同様の対応で、滞りなく実施できた。行事関係は、志木中、志木二中がスキー学習に行ってきた。いずれも発熱者が出てしまい、志木中は1日短縮となったが、その他は無事に終了した。また、宗岡二中が明日から行く予定であり、事前にPCR検査を集団で受診できるようになったので、希望者は受けてから行くこととした。志木二中は、2月末に修学旅行で金沢へ行き、宗岡中は宿泊学習ができな

かったが、代わりに3年生はディズニーランド、2年生は東武動物公園へ行っている。行事以外の部分については、志木二中学区では、小中一貫事業として、英語と美術で小学生に出前授業を行ったほか、小学校で教科担任制を実施し始めている。また、女子生徒の制服のズボン着用について動画配信で説明をし、新入生から着用できるようにしている。市内全体では、各学校でICTの活用が進み、配信やタブレットで繋いだ授業、健康観察等を行った。また、宗岡中学校区では、コロナの対象者の確認として、市教委と各学校をZOOMで繋ぎ、兄弟関係の把握漏れがないよう確認を行う新しい取り組みをしている。

○上野委員

女子生徒の制服のズボン着用については、その他の学校では、希望したら着用できるのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

希望すれば全校で対応可能である。中でも、志木二中では入学説明会で全体に説明し、宗岡二中では、女子の体形にあったズボンを着用できる体制になっている。

○上野委員

説明がないと、希望したいという意見も言いづらいと思うので、希望すれば可能というのを周知した方がいいと思う。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

中学校と相談して進めていく。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。なお、第7号議案については、順番を最後にして審議させていただく。

◎第8号議案 志木市立教育サポートセンター所長の任命について

※第8号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第8号議案 志木市立教育サポートセンター所長の任命については、原案のとおり可決された。

◎第9号議案 学校歯科医の委嘱について

◎第10号議案から第11号議案 学校薬剤師の委嘱について

※第9号議案、第10号議案から第11号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第9号議案 学校歯科医の委嘱について、第10号議案から第11号議案 学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎第12号議案 志木市文化財保護審議会委員の委嘱について

※第12号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第12号議案 志木市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

＊＊ 職員 退場 ＊＊

◎第7号議案 志木市教育委員会職員人事について

※第7号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第7号議案 志木市教育委員会職員人事については、原案のとおり可決された。

＊＊ 職員 入場 ＊＊

○柚木教育長

ほかになれば、これをもって令和4年3月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は元本)